

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

平成30年4月27日

北海道知事 高橋 はるみ

江部乙土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成30. 3. 21	理 事	家 納 孝 一	滝川市屯田町西3丁目3番7号

ながぬま土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成30. 4. 1	理 事	菊 地 博	夕張郡長沼町西1線南2番地
同	同	同	折 口 光 喜	長沼町東1線北18番地
同	同	同	記 虎 悟	長沼町東3線北9番地
同	同	同	中 山 稔	長沼町西3線北8号218番地
同	同	同	山 本 仁	長沼町西7線南3番地
同	同	同	木 工 順 人	長沼町東1線北6番地
同	同	同	佐々木 忠	長沼町東4線南6番地
同	同	同	荒 井 利 夫	長沼町東7線南4番地
同	同	同	坪 井 裕 一	長沼町東5線北7番地
同	同	同	逢 坂 利 一	長沼町東3線南13番地
同	同	同	山 本 公 二	長沼町東2線南9番地
同	同	同	三 上 守 親	長沼町西7線南5番地
同	同	監 事	谷 口 利 信	長沼町西5線北1番地
同	同	同	川 本 功	長沼町東8線南9番地
同	同	同	水 岡 忍	長沼町東9線南14番地
退 任	平成30. 3. 31	理 事	菊 地 博	夕張郡長沼町西1線南2番地
同	同	同	折 口 光 喜	長沼町東1線北18番地
同	同	同	川 浦 良 一	長沼町西2線北13番地
同	同	同	工 藤 勝 美	長沼町西3線北6番地
同	同	同	山 本 仁	長沼町西7線南3番地
同	同	同	松 尾 嘉 則	長沼町銀座南2丁目8番3号
同	同	同	荒 井 利 夫	長沼町東7線南4番地
同	同	同	佐々木 忠	長沼町東4線南6番地
同	同	同	菊 澤 巧	長沼町東3線南11番地
同	同	同	逢 坂 利 一	長沼町東3線南13番地
同	同	同	嶋 田 貞 信	長沼町西2線南5番地
同	同	同	三 上 守 親	長沼町西7線南5番地
同	同	監 事	平 田 真 一	長沼町東4線北18番地

目 次

ページ

告 示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	64
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	65
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………	(農業施設管理課)	65
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	65
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	65
○道営土地改良事業の工事の完了……………	(農業施設管理課)	65
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	65
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	66
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	66
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	66
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	66
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	67

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	68
----------------------	----

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	70
------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………	70
-----------------------------	----

道人事委員会規則

○船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	71
---------------------------------	----

道監査委員公表

○監査公表第7号……………	71
---------------	----

告 示

北海道告示第326号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

同同同川本功同長沼町東8線南9番地 同同同水岡忍同長沼町東9線南14番地 神竜土地改良区 就退任の別就退任年月日理事・監事の別氏名住所 退任平成30. 4. 4理事塩尻芳央深川市一已町字一已8932号 富良野土地改良区 就退任の別就退任年月日理事・監事の別氏名住所 就任平成30. 4. 3理事横山慎太郎空知郡上富良野町東5線北18号						北海道知事高橋はるみ 退任年月日理事・監事の別氏名住所 平成30. 3.31理事宮崎英治江別市美原1086番地 同監事平田真一夕張郡長沼町東4線北18番地					
北海道告示第327号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 平成30年4月27日 北海道知事高橋はるみ						北海道告示第330号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（有珠山麓地区（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、除礫、農用地造成））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、平成30年5月1日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成30年4月27日 北海道知事高橋はるみ					
認可年月日土地改良区名 平成30. 4.17新篠津土地改良区 同江差土地改良区 同上ノ国土地改良区 同30. 4.18ながぬま土地改良区 同北竜土地改良区 同30. 4.19江丹別土地改良区						北海道告示第331号 次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。 平成30年4月27日 北海道知事高橋はるみ					
北海道告示第328号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、安平町土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。 その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、平成30年5月1日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成30年4月27日 北海道知事高橋はるみ						地区名事業の種類類完了年月日 美豊区画整理平成29.10.20 西根室同同 知床標津同同					
北海道告示第329号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。 平成30年4月27日						北海道告示第332号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成30年4月27日 北海道知事高橋はるみ					
						1 保安林の所在場所 浦河郡浦河町字杵臼565の1・566の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、565の12、566の1、566の11、568の8、568の9、568の11、568の16 2 指定の目的 土砂の流出の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法					

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字杵臼565の1・565の12・566の4・568の9・568の11（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第333号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 山越郡長万部町字静狩400の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 解除の理由 鉄道用地とするため

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 山越郡長万部町字静狩400の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第334号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 夕張郡長沼町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 団地の沢川（I-32-0550）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字滝之町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊木一の沢（Ⅰ－31－0106）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫小牧市字糸井（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
苫小牧高丘7－1（Ⅰ－3－6－1646－1）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫小牧市字高丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
苫小牧高丘8（Ⅰ－3－511－3069）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫小牧市字高丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
苫小牧高丘9（Ⅰ－3－512－3070）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫小牧市字高丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は省略し、その図面を胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年4月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
壮瞥滝之町（Ⅰ－3－330－1970）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字滝之町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
壮瞥東湖畔1（Ⅱ－3－202－1375）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字東湖畔（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
壮瞥壮瞥温泉1（Ⅱ－3－203－1376）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
壮瞥壮瞥温泉2（Ⅲ－3－63－541）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

壮瞥壮瞥温泉 3（Ⅲ－3－64－542） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 壮瞥壮瞥温泉 4（Ⅲ－3－65－543） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 壮瞥壮瞥温泉 3－1（Ⅲ－3－64－542－1） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 壮瞥壮瞥温泉 3－2（Ⅲ－3－64－542－2） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 壮瞥壮瞥温泉 4－1（Ⅲ－3－65－543－1） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小糸北の沢（Ⅱ－31－0104） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫小牧市字糸井（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 苫小牧高丘 7（Ⅰ－3－6－1646） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 苫小牧市字高丘（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
	総合振興局告示及び振興局告示
	北海道釧路総合振興局告示第 4 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける。 平成 30 年 4 月 27 日 北海道釧路総合振興局長 築地原 康 志 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1 月当たりの単価）及び数量 ア 入札番号 1 パーソナルコンピュータの賃貸借（釧路建設管理部本部・事業課） 93 台 一式

- イ 入札番号2 パーソナルコンピューターの賃貸借（釧路建設管理部厚岸・弟子屈出張所） 22台 一式
- ウ 入札番号3 パーソナルコンピューターの賃貸借（釧路建設管理部中標津・根室出張所・中標津空港管理事務所） 43台 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成30年8月1日から平成35年7月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することが有り得る。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借のうち電子計算機の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該賃貸借物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年4月27日（金）から同年5月16日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道釧路総合振興局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局2階会議

- 室（送付による場合は、郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局総務課）
- (2) 入札日時 平成30年5月24日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月23日（水）午後5時30分までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量 パーソナルコンピューターの賃貸借 18台
- イ 予定時期 平成30年8月中旬頃
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成30年4月6日付け北海道釧路総合振興局告示第3号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道釧路総合振興局のホームページ（<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatujiyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により、定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次によ

る。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道釧路総合振興局総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 (3) 電 話 番 号 0154-43-9133 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of 93 set of lap top Computer b Lease of 22 set of lap top Computer c Lease of 43 set of lap top Computer B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 24, 2018 (If mailed bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., May 23, 2018) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Urami 2-chome 2-54, Kushiro, Hokkaido 085-8588 Japan Phone : 0154-43-9133	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁学校教育局教育環境支援課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
道教育委員会教育長告示	道 教 育 庁 教 育 局 告 示 北海道教育庁石狩教育局告示第40号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年4月27日 北海道教育庁石狩教育局長 岩 渕 隆 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 (1) 特別支援学校校舎等清掃業務（A地区） 一式 (2) 特別支援学校校舎等清掃業務（B地区） 一式 (3) 特別支援学校校舎等清掃業務（C地区） 一式 (4) 特別支援学校校舎等清掃業務（D地区） 一式 (5) 特別支援学校校舎等清掃業務（E地区） 一式 (6) 特別支援学校校舎等清掃業務（F地区） 一式 2 落札を決定した日 平成30年4月4日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 太平ビルサービス株式会社 イ 住 所 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号 (2) 1の(2) ア 氏 名 株式会社東伸ビル管理 イ 住 所 札幌市北区北20条西4丁目2番2号 (3) 1の(3) ア 氏 名 北陽ビルサービス株式会社 イ 住 所 札幌市豊平区平岸3条7丁目1番27号 (4) 1の(4)及び(5) ア 氏 名 株式会社セントラルビルサービス イ 住 所 釧路市新富士町4丁目2番28号 (5) 1の(6)
北海道教育委員会教育長告示第35号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成30年4月27日 北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 北海道公立学校校務支援システム運用業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月30日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社HARP (2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 4 随意契約に係る契約金額 77,649,728円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由	

ア 氏 名 極東警備保障株式会社 イ 住 所 旭川市永山北1条10丁目11番19号 4 落札金額 (1) 4,060,000円 (2) 4,180,000円 (3) 3,470,000円 (4) 2,242,800円 (5) 2,748,000円 (6) 2,271,826円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年2月20日付け北海道教育庁石狩教育局告示第7号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁十勝教育局告示第38号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年4月27日 北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 十勝管内道立学校で使用する電力 (1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 21校22か所 合計 1,675kW (2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 21校22か所 合計 3,900.705kWh 2 落札を決定した日 平成30年4月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社パネイル (2) 住 所 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 4 落札金額 (1) 基本料金 1,179.99円 (2) 電力量料金 15.32円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告	平成30年3月6日付け北海道教育庁十勝教育局告示10号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目
	道 人 事 委 員 会 規 則
	船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年4月27日 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 北海道人事委員会規則7－1365 船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則 船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－85）の一部を次のように改正する。 別表第2中「1,139円」を「1,161円」に、「1,204円」を「1,227円」に、「1,235円」を「1,258円」に、「1,265円」を「1,289円」に、「1,295円」を「1,320円」に、「697円」を「710円」に、「233円」を「237円」に改め、同表備考中「74円」を「75円」に改める。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則による改正後の船員等の旅費の支給に関する規則の規定は、平成30年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
	道 監 査 委 員 公 表
	監査公表第7号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した平成29年度に係る随時監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平成30年4月27日 北海道監査委員 長 尾 信 秀

北海道監査委員 須 田 靖 子
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 渡 邊 直 樹
